



Title	開港期日朝関係の実像と統理交渉通商事務衙門：山田荒治事件（1887年）を中心に
Author(s)	酒井，裕美
Citation	大阪大学大学院人文学研究科紀要. 2024, 1, p. 43-79
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/94810
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

開港期日朝関係の実像と統理交渉通商事務衙門

——山田荒治事件（一八八七年）を中心に——
*1

酒井裕美

一. はじめに

二. 外衙門雇用人・山田荒治の事情

（一）山田荒治の任務と計画

① 山田荒治とは何者か

② 外衙門が定めた山田の任務と待遇

③ 山田の計画

（二）山田荒治と「対馬コネクション」

三. 所安島近海における徴税実態

（一）漁民の証言

（二）朝鮮人の役割

（三）発行文書からみた現地裁量

① 形式

② 内容

四、金玉均暗殺試図

(一) 山口県警察の捜査

(二) 金玉均問題と外衙門

五、おわりに

一、はじめに

韓国・全羅南道南端に位置する莞島からフェリーで約一時間、日本支配下で多くの独立運動志士を輩出したことから「抗日の島」として知られている所安島がある。古くから日本、済州島、朝鮮半島をつなぐ海路の要所であったこの島には、一八七五年、かの雲揚号も江華島へ北上する前に寄港している。その一方で、この島が、一八八七年の夏から晩秋にかけて漁業期、出漁日本人漁民からの徴税をめぐって発生した山田荒治事件の舞台となったことは、韓国でもあまり知られていない。

山田事件の概要は以下の通りである。一八八七年四月、対馬出身の山田荒治なる者が、自称「外衙門主事」である金萬錫の仲介により、日本漁民を対象とした漁税徴収要員として統理交渉通商事務衙門（以下、外衙門とする）に雇用された。このとき外衙門は、雇用証である「憑票」と、業務に関する細則に該当する「全羅慶尚諸島諸税収捧節目」（以下、「収捧節目」）を山田に給付した。

外衙門に雇用された山田は、その旨をソウルの日本領事館に報告した上で、四月下旬、いったん長崎に戻って徴税実行の準備を整え、一八八七年七月に協力者とともに朝鮮へ出発した。ソウルで資金準備を行った後、山田は所安島周辺海域に向かい、八月から十月にかけて、日本からの出漁漁民に対して徴税行為を実施した。

一方この間、釜山領事館から報告をうけた東京の外務省では、山田の行為が問題化していた。同年十一月、下関に一時帰国した山田は赤間関警察によって逮捕され、詐欺取財犯として山口始審裁判所に起訴された。

一八八七年十二月、近藤真鋤臨時代理公使は外衙門に抗議の照会を送付し、山田事件は外交問題化した。日朝通漁規則が未だ交渉中であり、漁税規則が未成立である状況で、外衙門が徴税を規定した「収捧節目」を山田に下付した責任を追及しようとする日本側に対し、

外衙門は「収捧節目」への公式的な関与を否定して、その発行は主事・朴準禹の個人的な背任行為であったと結論づけ、朴準禹の晋州流配をもって事件の終結をはかった。これに対し、日本側もそれ以上の追及は行わず、山田の起訴も証拠不十分により取り下げられたとみられる。

山田事件はこれまで、韓治勅、이근우^{*二}の研究において取り上げられたことがある。しかしこれらの研究は、日本外務省記録に残されている簿冊「朝鮮政府雇山田荒治該政府發給漁税節目ヲ以テ我漁船ニ対シ徵税一件」（以下、「山田綴」とする）^{*四}を十分に活用しているとはいえない。この簿冊には、事件に関連して外務省が在朝鮮公館や国内各所と往来した文書のみならず、山田本人や関係者の調査およびその他の証拠書類が多数含まれている。これらを朝鮮側の各種謄録類や未刊行史料と対照することにより、山田荒治事件の複雑な展開過程を跡づけることが可能である。

これまで筆者は、開港期の朝鮮外交を「戦略的」に構想、展開されたものとして捉え直すことに関心を持ってきた。^{*五}日朝間初の本格的な漁業規定である日朝通漁規則締結交渉中に起こった山田事件も、このような視角から見ると、通漁規則交渉のみならず、長期的な対日漁業政策構想の中で、外衙門が計画、実行したものと捉えることが可能である。筆者は別稿において、外衙門の山田雇用経緯、「収捧節目」の内容、事件発覚後の日朝外交交渉過程についての分析を通して、山田事件を中心とした外衙門の対日漁業政策をめぐる構想を論じたことがある。^{*六}すなわち外衙門は、各地で朝鮮人と衝突を引き起こしていた出漁日本漁民を牽制しつつ、通漁規則交渉の実益を見極めるため、日本人を雇用して外衙門の管理下に現地派遣した。さらに、通漁規則と範囲が重複する「収捧節目」を独自に作成して山田に給付することで、日本と正面から交渉すると実現が難しい朝鮮側の権利を、敢えて日本側との交渉なしに成文化し、日本漁民からの実用的な徴税体制を準備していたのであった。

しかし前稿では、実際に雇用された山田側の事情、徴税の実態については、十分な検討を加えることができなかった。本稿はこれらの点を明らかにすることを通して、別稿とあわせ、山田事件を手がかりに、開港期日朝関係の実態と外衙門の戦略的外交について、立体的な考察を試みようとするものである。

二、外衙門雇用人・山田荒治の事情

(一) 山田荒治の任務と計画

① 山田荒治とは何者か

山田荒治は、一八三四年生まれ、対馬・佐須奈村出身の平民である。^{*七} 佐須奈は、朝鮮半島までわずか四九・五kmという地理的な位置もあって、一六七二年以後、朝鮮に通航する船と人を検問する御船改番所が設置されていた。^{*八} 対馬の中でも特に朝鮮と関係の深い土地柄であった。しかし、一八七二年に倭館が外務省に「接収」され、朝鮮との通航が途絶えると、佐須奈の活気は失われた。

佐須奈のみならず対馬全体が「明治維新の落ちこぼれ」となる中、^{*九} 山田荒治も一八七三、四年頃、妻、養子の文作とともに下関に転籍した。恐らく廻船業で生計を立てていたものとみられる。そんな山田が朝鮮に初めて足を踏み入れたのは、壬午軍乱時に派遣された軍艦の端舟舳子に雇われた際であったという。^{*十}^{*十一} 山田はその後、下関に帰国していたが、一八八五年九月ごろ、六十石積の小船に薪を積んで仁川へ渡った。荷物を売り払った後、仁川から漢江を遡って八〇km程度の距離にある麻浦との間を往来する廻船業を営んでいたようであるが、無職であったとも、水先案内人あるいは水夫稼などの出稼ぎを業としていたとも自供したことがあり、安定した経営ではなかったと思われる。^{*十二}

山田が初めて徴税人雇用の話を聞いたのは、一八八五年十二月とされているが、それが仁川であったのか、釜山であったのかは不明である。その後も山田は日本と朝鮮を往来していたようであり、少なくとも一八八六年三月に日本外務省から旅券を発行された際には、「商用」で釜山に行ったことが確認できる。^{*十三} 山田を外衙門に仲介した金萬錫は、小通事出身で日本語に通じた人物であり、開港場に出入りし、外衙門と非公式かつ日常的に何らかの関係をもっていたと思われるが、^{*十四} 金萬錫によれば、山田との関係は、山田が「我国に長らく居られし人」であったため、いつからとは無しに生じたものであったという。^{*十五}

とにかく一介の在朝日本人にすぎなかった山田は、外衙門に雇用されるに至り、徴税事件の問題化で一躍有名人になった。^{*十六} しかし事件後の山田の消息についてはよくわからない。一八八八年十月に釜山領事館が行った出漁漁民に対する聞き取り調査によれば、漁民たちの

間に、「無罪放免」となった山田が再び所安島にやってきて捧税所を設置するだろうという噂があったようではあるから、朝鮮海における漁業に関係していたのかもしれないが、史料的に確認できる部分はない。一九〇八年時点、佐須奈村における民俗調査で、山田荒治の養子・文作が登場していることから、佐須奈との因縁は途切れていなかったようであるが、これも定かではない。^{*十七}

② 外衙門が定めた山田の任務と待遇

先に言及したように、外衙門は山田を利用して日本人漁民の横暴を牽制しようとしていたため、雇用に際して外衙門が山田に下付した「憑票」^{*十九}「収捧節目」^{*二十}において、山田の権限はかなり広範囲に及んで設定されていた。

「憑票」によれば、三年契約で雇用された山田の任務は「本署（外衙門）差定の監官と相談補助」することを前提に、「三南沿海漁税」を「巡審」することである。「収捧節目」によればその具体的な権限は、六月と十二月の年二回日本漁船から徴税を実施することにとどまらず、^{*二十一}捧税官の補佐という立場からではあるが漁業許可証の発行にまで及んでいる。^{*二十二}さらに、日本漁民の取締りに関しては、密貿易、^{*二十三}生活必需品現地購入トラブル、^{*二十四}無許可操業、^{*二十五}操業許可区域違反、^{*二十六}無許可上陸、^{*二十七}捕獲魚類販売について、山田が管轄することが規定されている。これは場合によっては、日本領事の裁判管轄権を侵すほどの権限であったといえる。

しかしその一方で、外衙門は雇用に際し、山田に報酬すら約束していない。山田の供述によれば、「給料或いは手当等」については、現場実見、漁船数取調の後に相談すると外衙門督辦金允植に言われていたらしいが、むしろ山田は活動に必要な帆船二隻を自弁しなければならず、その航行に関わる諸費用についても、朝鮮側からは一切援助しないことが「収捧節目」に明記されていた。^{*三十}そうだとすれば、なぜ山田は外衙門の雇用に応じたのだろうか。

③ 山田の計画

山田が報酬の不透明さにも関わらず外衙門の雇用に応じたのは、別途収入を得る目算があったためであった。これより二、三年前、山田は下関において、全羅道沿海に往来する「漁船組合連」から依託を受けたことがあった。その内容は、朝鮮海での操業時、漁船の水や食糧調達に困難があり、また捕獲した魚介の加工にも苦勞しているので、どこかの島嶼を借りて根拠地を作るか、もしくは物資調達便を

用意できないか、というものであった。この「漁船組合」の詳細は不明であるが、日朝修好条規締結後の一八七七年頃から南西日本漁民の朝鮮出漁は急増しており、^{*三十一}一八八七年に釜山領事館が行った調査でも、山口県阿武郡、豊浦郡を中心に年間二二〇隻餘（四〇六八乗）の全羅・慶尚沿海出漁が確認されていた。^{*三十二}出漁日本漁民の増大は、必需品確保や、捕獲魚介の加工・販売をめぐる問題の拡大を意味する。^{*三十三}山田は、どのみち自弁しなければならぬ帆船二隻で、この業務を兼務すればよいと判断したのであった。^{*三十四}

さらに山田の計画を探るうえで注目されるのは、山田が外衙門に雇用された後、漁場に出発する前にいったん帰国し、長崎で行った準備活動である。このとき山田は長崎で、協力者に面会し、資金を募ったのであるが、この中に川原伊右衛門がいた。川原は長崎の有力な荷受け問屋である。^{*三十五}山田は、後述の日高忠三郎、姓名不詳の朝鮮人一名とともに川原をたずね、金五十円の投資を勧誘した。その誘い文句は、今回山田が、朝鮮政府から日本漁船に賦課する漁業税徴税を依頼されたため、山田の所有船に積載する貨物については、魚類、その他牛皮など品目に関わらず、今後朝鮮への輸出入が無税であるから、手を組もうというものであった。このとき山田は川原に、朝鮮政府から下付された「憑票」「收捧節目」、さらにはソウルの日本領事館から下付されたと思われる承認書を提示したという。^{*三十六}もちろん「憑票」にも「收捧節目」にも貿易に関する無関税を補償するような内容は一切ない。しかし、山田はそもそも、漢文で記された「憑票」「收捧節目」の文意を把握できておらず「読み聞かせ貰ひたるも、克くは相分り不申」という状態であり、これら文書を「同国内孰れの地に於ても薪水食料等売買に差関へざる様、免じ手形」と思っている節があった。^{*三十七}

日本漁民の朝鮮出漁と同じく日朝貿易についても、開港後その規模は拡大し、一八七六年から一八八一年で輸出は十七倍、輸入は二十四倍となっていた。^{*三十八}特に長崎には朝鮮産の俵物海産物が集まり活況を呈していたが（一八七六―一八八〇年代前半）、^{*三十九}一八八三年以後、朝鮮側の海関での関税徴収がはじまると、貿易にも影響がでていた。朝鮮貿易無関税という山田の提案には一定の魅力があったと思われる。

川原は二三日返事を保留した後、結局はこの提案を拒絶したが、川原以外にも、山田の周辺には複数の商人が登場する。釜山の大池忠助、^{*四十}ソウルの戸田商店、^{*四十一}広池久之助である。^{*四十二}それぞれ、山田の協力者に対して資金協力を行っているが、同様の勧誘が行われたと思われる。

すなわち外衙門が雇用した山田は、外衙門が定めた任務とは別に、朝鮮出漁漁民を相手とする商取引、またすでに朝鮮貿易を行って

る長崎商人の仲介からの利益をもくろんでいたのである。朝鮮に通じていることを強みに、状況の変化によって生じた新たな間隙に目をつけている山田の姿勢が注目されるが、これは彼が対馬出身であるということと関係があった。

（二）山田荒治と「対馬コネクション」

山田事件の関連者を整理してみると（表一）、先述した山田の目論見が、対馬出身者を中心とした、長崎―対馬―釜山をつなぐ商業活動を基盤とした人的ネットワークに依拠したものであったことがうかがえる。

具体的に言えば、山田の他に所安島近海で実際に徴税を行った人物として確認できるのは、中村藤吉、平山与右衛門、村上栄次郎であるが、彼らは全員対馬出身である。事件発覚後、山田と平山は山口始審裁判所に起訴されたが、その際「共犯」として対馬の巖原裁判支庁から三名（氏名不明）が護送されていることも確認できる。^{*四十三} また先にみた、川原への訪問に山田と同行した日高忠三郎は当時長崎居住であり、対馬出身であるかはわからないが、中村藤吉を山田に引き合わせたのはこの日高であったという。^{*四十四} また日高は、樋口清助なる長崎居住の商人と友人であったというが、この樋口は対馬出身である。一方、当初、山田とともに徴税に船を提供し、自身も活動する予定であったが、途中で翻意し釜山領事館に山田を申告した人物に西俊助がいる。西は長崎の士族であり、対馬との関連は不明であるが、^{*四十五} 先の樋口と親しかった。西を山田に紹介したのは樋口である。^{*四十六} 樋口と西はともに長崎から釜山に渡り、^{*四十七} 先述の大池忠助（対馬出身）から資金を調達している。

(表二) 山田事件関連人物

名前	歳(一八八七年時)	出身地	居住地	朝鮮における居所	確認される釜山渡航	職業
山田荒治	54	対馬 佐須奈村	赤間関今浦町		一八八六、三「商用」	回漕業／ 無職
中村藤吉	38	対馬 厳原 大手橋	長崎本籠町商人・ 岩崎静八方	一八八六、 釜山港	一八七七、十「商用」	手代
村上栄次郎		対馬 厳原 大手橋	対馬 厳原 大手橋			
西俊助	62	長崎	長崎 西彼杵郡深堀町	居留地幸町三丁目十六 番地福山金作方止宿	一八八七、七「商用」	
平山与右衛門	45	対馬 厳原 国分町	対馬 厳原 国分町	釜山南浜町二番地神崎方	一八七八、十「商用」	仲買
日高忠三郎 (忠吉)	38	不明	長崎 本下町		一八七七、九「商用」 一八七八、三「商用」	商人
樋口清助	56	対馬	長崎 今下町	釜山港本町田中平太郎	一八八七、七「商用」	

対馬が「明治維新の落ちこぼれ」となったことは先に言及したが、当時対馬では、「転落者はほとんど例外なしに島を去る」という状況が生じていた。厳原中心の間屋制度が崩壊し、島外者居住が許容されるなどの大きな社会変動が生じた一方で、村落ごとに「本戸」と呼ばれる土着武士、百姓の数が決まっていた、本戸にのみ漁業権と耕作地が認められるという従来の生活形式には変化がなかったためである。他にも、藩政下で特権を得て営業活動を展開していた商人^{*五十一}、廻船業者たちが、廃藩置県以降、経営の危機に瀕していたという状況もある。彼らが新天地を求めた先の一つに釜山があり、開港後の釜山が「対馬厳原の支町と云ふて可なり」というほどの状態であったことはよく知られている。山田事件の関係者中でも、中村藤吉、平山与右衛門、日高忠三郎らについては、一八七七年、七八年といった初期から釜山に渡航していることが確認でき、彼らが釜山と深い関わりを持っていたことがわかる。^{*五十二}

釜山の対馬出身者たちは、渡航や就業の段階から地縁的つながりで結ばれており、そのつながりは商業上の連絡や利害の調整の基盤と

なった。彼らは「協約社」という同郷団体を組織していたが、一八八二年三月、同郷団体として「対州大親睦会（対州同胞会）」を設立している。当時釜山で発行されていた『釜山新報』によれば、その様相は以下の通りである。

当港（釜山）に居留の人民は凡そ二千餘人なるが、其過半数は対馬人にして中には官員もあれば書生もあり貿易商もあれば仲買商もありて自然他の居留人とは違ひ同郷の兄弟多き故を随て事に物に団結の氣象あるはじつに賞嘆すべき事なるが今般淺山某の発起にて対州大親睦会なるもの（対州同胞会とも聞けり）を開かれ貴賤貧富の別なく各一致協力の精神を以て将来の目的に付き大に計画する處あらんとて本月（一八八二、三）第一第二の日曜日に修済学校に於て衆議せられたるよし

会長に外務省の通訳官であつた淺山顯三を擁し、副会長には半井泉太郎（桃水）も名を連ねている。「貴賤貧富の別なく」会員数四七〇

名に及んだというこの団体に、山田事件の關係者が所属していたか否かは確認できないが、当時釜山に、対馬出身者たちのコミュニティが存在していたことは確かであろう。先行研究ではこれを「対馬コネクション」と呼んでいる。

しかしその一方で、この「対馬コネクション」は仕入・販売ルートや資金ルートにおいて、かならずしも強力なものではなかったことも、先行研究において指摘されている。開港当初こそ、釜山における日本人商業取引の構造自体が、対馬人の仲介を経なければ成立しないものであったため、釜山における対馬出身者の存在感は大きかったが、徐々に大阪等の有力貿易商が朝鮮貿易に参与するようになり、対馬人の仲介を経ない直接貿易を始めると、そのような商業構造に変化が現れた。地場製品の欠如、市場の狭さ、資金力の弱さなどの限界をかかえる対馬出身小商人らと、釜山商法会議所を中心とした有力貿易商の対立は尖鋭化の様相を呈していた。

このような状況の一つの表出点として、一八八一年八月十八日に起こった亀浦事件がある。この事件は、釜山の対馬出身米穀仲買商・末永秀一ら四人が、釜山居留地から間行里程を越えて亀浦の朝鮮人米穀商人・金致玉宅に押しかけ、借金返済を督促して暴行を加えたことが発端であつたが、その背景には、金致玉らが対馬商人を排除して一部の日本人商人のみに米穀を輸送していたことに對する不満があつた。またこの事件をめぐって、釜山商法会議所と協約社の対立は尖鋭化した。

山田とともに現地で徴税を行った一人である村上栄次郎が、この亀浦事件において、亀浦襲撃後、総代として東萊府での直談判を試み、

懲役七十日の処分を受けた人物であることは象徴的である。^{*六十一}村上が釜山における立地の劣勢化に不満を持つ一対馬人であったように、山田事件関連者にいわゆる有名人士は見当たらない。^{*六十二}外務省の在外邦人商人調査や、^{*六十三}後世の『在韓実業家名鑑』^{*六十四}に彼らの名前は挙がっていないのである。

このことが示唆するのは、古くから朝鮮との関係の中で生きてきた対馬出身者たちが、それを強みになんとか活路を見いだそうとしている状況が開港期釜山にはあり、外衙門が利用したのはこのような人々であったということである。前稿では、外衙門が、金萬錫を含む元小通事を利用していたことを指摘したが、^{*六十五}元小通事たちにとつての日本側の接点は、このような対馬出身者たちであった。結果的に淘汰されていった彼らの存在は、在朝日本人史研究において言及される以上の注目をされてこなかったが、当該時期、外衙門の対日政策が彼らの存在を一つの背景に展開されていたという点は、看過すべきではないだろう。

三、所安島近海における徴税実態

(一) 漁民の証言

山田らの徴税実行は、一八八七年八月から十月にかけてのことであったが、外務省はこの実態を直ちに認識することができなかった。当時、朝鮮海出漁漁民の管理は、日本の各地方においても、^{*六十六}釜山においても、^{*六十七}実質的にほとんど行われていなかったためである。外務省は、釜山領事館、日本国内の各地方に調査を命じたが、現地でも、接触できた漁民に聞き取り調査をする以外、特段の方法はなかった。外務省に報告された漁民の証言は(表二)の五件である。これらの内容は、断片的で不明な部分も多いが、山田の「徴税」実態を知る上で非常に貴重な手がかりを含んでいる。本節では、比較的詳細な証言が残されている②のケースについて、具体的に見てみよう。

一八八七年八月八日ごろ、山口県阿武郡鶴江村の漁民・別府亀松と佐伯与右衛門は、漁船二艘で所安島近海に到着した。すると四十歳前後で洋服を着用した山田荒治なるものが、朝鮮通弁一人(金萬錫と思われる)、水夫らしき者八人とともに、五十石位の日本船でやってきて、上陸を要求した。別府らが上陸しない旨を伝えると、山田は、日本船の漁獵は朝鮮政府から鑑札を受け、税金を上納しなければ

(表二) 外務省に報告された被徴税漁民の状況

⑤	④	③	② ├ 2	② ├ 1	①	
一八八七. 十. 二〇	一八八七. 十. 一三	一八八七. 十. 八	一八八七. 九. 二九 }	一八八七. 八. 八	一八八七. 五	発生日
大濱宗吉 (船主) 亀田三郎 (船主)	戎崎勘次郎 八木仲次郎 松本太郎松 松本長十郎 白銀平次郎 林安太郎 (船長)	橋本源八 本岡伝三郎 (総代)	三浦長次郎 別府亀吉 佐伯与右衛門	三浦長次郎 別府亀吉 佐伯与右衛門	古谷彌五郎 前田益吉	名前
吉母浦 山口県豊浦郡	山口県大嶋郡 沖家宝島	山口県豊浦郡 吉母浦	同	山口県阿武郡 鶴江村	山口県大嶋郡 沖家宝島	本拠地
所安島	知遂島	楸子島	楸子島	所安島	三島	場所
所安島捧税官	山田	山田	日本人5人 対馬浅茅湾で見たこと のある50代日本人 漁師体日本人6,7人	山田、朝鮮人通訳、日 本人水夫様8人	朝鮮人官吏3名 (内1名日本語) 金乃信	徴税人
魚税	上陸逃亡 罰金	一			濱税	税の名称
1円50銭	2円50銭 (6人乗8月分) 1円50銭 (4人乗10月分)	3円75銭 (7半月分、8月中分)	4人乗まで 一月2両50銭、 5-9人乗2両50銭		1圓 (二年分)	税額
235 ├ 237	224 ├ 227	235 ├ 240	307 ├ 311	307 ├ 311	271 ├ 274	出典 「山田綴」

ならず、これまで無免許で操業していたのは「不都合」であると言った。仕方なく、別府らは操業を諦め、八月二十三日に帰村した。

この後別府らは、佐伯与右衛門を加えた漁船三艘で再出航し、九月二十九日頃杵子島に到着した。港に碇泊していたところ、漁師体の日本人五人が朝鮮船でやってきて、地方官の命令であるとして上陸を要求した。夜分でもあり、翌朝まで待つてほしいと佐伯らが訴えたところ、「証拠」を出すように要求された。そこで別府と佐伯は旧藩から下付された漁業鑑札を、三浦長次郎は「対州船越通船税受取証」を提出した（これらの「証拠」については後述する）。翌朝、別府が一人で上陸したところ、対馬の浅茅湾で見たことのある五十歳くらいの日本人（平山与右衛門と思われる）が平服で、漁師体の日本人六、七人とともに小さな朝鮮家屋に詰めており、近海での操業には、朝鮮政府へ納税の上、鑑札を受ける必要があるとして、予め漁業の期限を決めて税錢（一艘につき月額、乗船人四人までは一円五十錢、五人から九人は二円五十錢）を上納するように言ってきた。これに対し別府らは、未だ一度も操業していないこと、金銭の持ち合わせが無く支払いできないことを伝えた。すると先方は、いったん鑑札を渡すので、回航した際に税を上納せよと言ってきた。しかも鑑札があれば、済州島でも操業が可能であるという。別府らは、航海は風潮により、今年中に回航できるかわからないと言ったが、それなら翌年にでも回航すればよいという。別府らが、翌年回航となった場合、先に提出した「証拠」を預けきりにするのは困ると言うと、先方はこれに対する受取を発行することで対応した。

このほか、別府らは所安島近海で、大分県佐賀関の漁船十八隻に遭遇した際、この「大船頭太郎吉」に状況を聞いた。太郎吉によれば、山田荒治から一艘につき一ヶ月あたり二円五十錢の上納を要求されたが、交渉の末、一円五十錢の約束で鑑札を受領したという。また山口県阿武郡鶴江村の「沖船頭鶴吉」からも話を聞いたが、彼も山田荒治なるものに税金の内金として一円を上納したということであった。

以上の証言で注目されるのは、第一に、徴税にあたった山田荒治、平山与右衛門は「水夫」「漁師体」の日本人数人を引き連れており、同時に朝鮮人通弁の同行も確認できること、第二に、山田らは鑑札発行の条件としての税金を月額で計算しており、その額面は外衛門から下付された節目の金額と同一であること、第三に、鑑札の発行にあたっては、「証拠」の提出を要求する、税額の交渉に応じる、税金の後払いを認める、済州における操業を認めるなど、^{*六十九}現地裁量と思われる判断を度々行っていること、第四に外務省に集められた証言以外にも、漁民の徴税ケースが存在したと思われること、以上の四点である。

これらの注目点をふまえた上で、山田事件と外衛門の関連を考えようとするとき、重要な論点として浮上してくるのは、朝鮮人の役割

と、捧税官らの現地裁量についてである。次節では、(表二)のケースを総合して、この二点についてより詳しくみていくこととする。

(二) 朝鮮人の役割

これまでみた別府らのケースにおいて、山田に朝鮮人通訳が同行していたことは先に見たが、その他の徴税にも、ほとんどのケースで朝鮮人の関与が確認できる。

①については、朝鮮人官吏が徴税者であったことが証言されており、文書の発行人も「金乃信」となっている。^{*七十}④については、「徴税官」が乗り込んでいる船（朝鮮住民使用の小船であるという）には「日本人六七名に朝鮮人兩三名」が詰めていたといい、発行された漁業鑑札には「山田」「金」の名が確認される。山田が下関に帰国した際も、金萬錫と同行していたとみられ、山田の活動の多くは金萬錫ともに行われたとみて問題ないだろう。

一方で、③について、発行された文書に名前が確認されるのは「山田荒治」と「平山与右衛門」なのであるが、山田の供述によれば、山田はこのとき病気のため秋子島におらず、このケースを行ったのは「安先達」であるという。^{*七十一}「安先達」の名は、⑤においても、朝鮮側に拘留船解決のために渡す金銭を「魚税」として処理するように山田に指示した人物として挙論されている。また、平山の供述によれば、平山の秋子島における活動は、朝鮮人「安先達」とともに行われたものであったという。^{*七十二}そうだとすると、②の二回目のケースについても、平山とともに朝鮮人「安先達」が関与していた可能性は高い。「安先達」の正体は不明であるが、山田は「安先達」について、金萬錫同様、「統理衙門に使えるもの」であり、「自分の上役の如くなるもの」であったと証言している。さらに、「安先達」は山田の行動について、「朝鮮国に雇はれ」ている立場をわきまえるよう注意を与えており、山田はこれに「毎度心痛」していたとの不満も漏らしている。^{*七十五}山田の地位が外衙門派遣官員の補佐であることは、雇用契約にすでに明言されていたが、実際の徴税においても、朝鮮人が指導的な役割を担っていたことが確認できる。

そのような状況は、文書の発行主体からもうかがえる。(表三)は、現在、被徴税漁民らが徴税者から発行された文書として確認できる十三件を整理したものである(冒頭の丸番号は(表二)の徴税ケースに対応)。文体に注目すると、漢文、吏読、カナ、候文を自在に

駆使して文書が発行されていたことがわかる。文書発行者としては、山田や平山の名前が記されているが、当時日本における識字の一般的な状況からしても、^{*七十六}先述したように自分の雇用契約書の内容さえ十分理解できていなかった山田の識字能力からしても、^{*七十七}山田ら日本人

(表三) 被徴税漁民が発給された文書

	発行日時	受取人	発行人	文書種類	文体	印章	
①	光緒十四年丁亥四月二十五日	古谷伍助	捧税〇〇〇〇金乃信		漢文		274
②A	光緒十二年丁亥六月 日	前府亀松	大朝鮮国統理衙門捧税官山田荒治	漁業鑑札	吏読含む		310
②B	光緒十二年丁亥六月 日	三浦長十郎	大朝鮮国統理衙門捧税官山田荒治	漁業鑑札	吏読含む	〇	310
②C	光緒十二年九月八日	三浦長十郎 前府亀吉 佐伯与右衛門	大朝鮮国統理衙門捧税官山田荒治	記	カナ文字	〇	311
③A	明治二十年旧八月廿二日 光緒十三年八月廿二日	橋本源八	楸子島出張所 山田荒治		候文／ カナ文字	〇	238
③B	明治廿年八月廿二日	橋本源八	楸子出張所	記	候文	〇	240
③C		橋本源八	捧税官 平山	記	カナ文字	〇	239
③D	旧八月廿二日	釜山港 大草様	山田荒治 平山与右衛門		カナ文字		334
④A	光緒十二年十月十三日	林安太郎	大朝鮮国統理衙門捧税官 金 山田	漁業鑑札	吏読含む	〇	275
④B	光緒十三年丁亥八月十七日	林安太郎	統理衙門捧税官 山田荒治	漁業鑑札	漢文	〇	227
④C	明治二十年十月十三日	林安太郎	楸子島捧税官 山田荒治	請取証	カナ文字		276
④D	明治二十年八月十五日	林安太郎	大朝鮮国外理衙門捧税官出張所 山田荒治	渡鮮聞届書	カナ文字	〇	277
⑤	明治廿年旧九月四日	亀田三郎	所安島 捧税官	記	カナ文字	〇	237

「山田綴」
出典

が日本語ですらこれらの文書を作成できたとは考えにくく、^{*七十八}吏読の使用はなおさらのことである。しかし、小通事出身と思われる金萬錫には可能であつただろうし、「先達」として山田ら日本人と疎通していた「安先達」においても然りである。文書の発行は、徴税行為において重要な意味を持つ局面であり、この手続を朝鮮人が担っていたということは、徴税の実質的な主導権を、山田らではなく朝鮮人が握っていたということを、ここでもまた示している。

それでは、山田ら日本人たちはどのような役割を担っていたのだろうか。第一の役割は日本漁民に対する暴力的威圧である。当時、朝鮮出漁日本漁民たちは、「其何県下たるに論なく、都て各船各人、刀鎗・銃砲の一を備へざることをな」い状態であり、^{*七十九}「漁民等は刀鎗・銃砲を利用すること一ならずして、其島嶼に出入する毎に発砲し、海上當國船に逢ふときも又砲を發」する有様であつた。^{*八十}朝鮮政府においても、日本漁民の横暴を牽制することは、山田雇用当時から、重要な目的の一つであつた。^{*八十}このような状況で、徴税側も漁民に対して暴力による威嚇を行っている。①では税金を「出さなければ打つ」と脅迫しているし、④では即納しない場合は「漁船を取圍み暴行を加へん」とした。「其器具も備へ付け有之」状態で、漁民たちは銃殺の脅迫もあつたことを証言している。徴税人が漁師体グループと行動を共にしていたことも、このような状況から理解することができる。

第二に、漁民との交渉である。先述のように港口に寄航する船が少なかった以上、機動力のある漁船を海上で発見し、さらに拘束することは容易でなかったと思われる。平山によれば、漁船へはなかなか接触できなかったとのことで、金萬錫の証言によれば、拘束したとしても漁民の逃亡は日常茶飯事であつた。^{*八十一}また、山田側にとつても、公式的には徴税実施が日朝間での漁税規定が成立した後とされていたため、名分に欠けるという側面があつた。^{*八十二}結果として実際の徴税は、大抵漁民との交渉を通じて実施されている。

具体的には、①については、漁民は「濱税」として説明を受けたが、領収書とみられる文書には「船食税」とされている。漁業税として直接徴収することが難しかったため、名称を操作したものとみられる。④では、当初の要求を拒否して逃亡した漁民が食糧調達のために上陸したところを狙って拘束し、「漁税」としてではなく逃亡の「罰金」として集金したという。^{*八十三}（しかしその対価として「鑑札」を発行している）。⑤では、「魚税」として集金されているが、その内実は、漁船に米を積載していたことが朝鮮側に露呈し、船が取り上げられる事態となつたものを、山田が仲介して船を取り戻すために朝鮮側に渡す金銭であつたという。表に整理した以外のケースになるが、平山の証言によれば、日本人の居留地外納屋建築（所安道に七カ所、楸子島に三カ所）から「断り金」として一戸毎三円五十銭を「税金」

として取立たこともあったという。^{*八十四}あくまでも朝鮮人の指示下に行われたものではあったが、^{*八十五}これらの交渉にあたったのは、漁民等の証言によれば、山田ら日本人であった。

(三) 発行文書からみた現地裁量

税目の変更にみられるように、実際の徴税現場において、山田らはかなりの現地裁量を行っていたように見受けられる。山田の雇用「収捧節目」の付与、現地派遣は外衙門の政策であったという前提下に、このような徴税現場における現地裁量の実態を確認すること、すなわち外衙門の意向がどの程度現場で反映されていたのかを見極めることは、山田事件をめぐる外衙門の関わり方を考える上で、重要な点である。朝鮮人による文書発行については先述したが、本節では文書のより詳細な検討から、この現地裁量問題を論じてみたい。

① 形式

先の(表三)に挙げた文書は、実は公文書というにはあまりにも形式的な不備が多い。具体的には以下の三点についてである。

第一に、発行年月日が不正確である。所安島近海における徴税が行われたのは、光緒十三年Ⅱ丁亥Ⅱ明治二十年Ⅱ一八八七年なのであるが、「光緒十四年丁亥」(①)、「光緒十二年丁亥」(②A B)、「光緒十二年」(②C)という誤記が散見される。また、②A Bの漁業鑑札について、先に見たように、実際に漁業鑑札が発行されたのは別府ら二回目の渡韓時であるため、陰暦で言えば八月のはずであるが、一回目の渡韓時である六月に遡って記されている。

第二に、発行主体の名称が統一されていない。最も頻繁に使われているのは「大朝鮮国統理衙門捧税官山田荒治」であるが、その他にも様々な記載が確認できる。「統理衙門」についても「外理衙門」と表記されているものがあれば、平山与右衛門が捧税官をかたっている文書もあり、形式を備えた文書の発行が意識されているようには見られない。

第三に、印章の問題がある。金萬錫の証言によれば、「捧税官出張所」には朝鮮国王から下賜された官印があったというが、「山田綴」は外務省において筆写した史料が大部分であり、「〇印」としか記されていない。しかし④Dについては、角印の印影が模写されていて「朝

鮮国■（判読不能）出張員山田之章」とみえる。ところがこれについては金萬錫が、「此印は山田が政府より貰ひしにあらず。然るに

漁民より徴税する受取証に印も押さず人に渡しては済まず。故へ私（金萬錫）が山田に作らせたりしが、之は官印にあらず」と述べて
*八十六
おり、すなわちこれらの文書には、現地で私造した印章が捺印されていたと思われるのである。

このような文書の形式的な不備は、これらの文書が外衙門の管理や指示下に発行されていたものではなく、現地裁量によって即席発行されているものであることを示していると言つてよいだろう。

② 内容

このようにいわば現地裁量の形跡は、発行文書の形式のみならず、内容からもうかがえる。②Cは、先述したように、漁業鑑札発行の条件である漁税納入の後払いを認める過程で発行したものとと思われる文書であるが、その内容は以下のようなものである。

② C

記

漁業鑑札二枚

外ニ対馬國下県郡島山村定税受取証一枚

右正ニ預置候也

光緒十二年九月八日

大朝鮮国統理衙門

捧税官山田荒治 ○

船長 三浦長次郎殿

別府亀吉殿

佐伯与右衛門殿

④ D

大日本山口県周防國大島郡

冲家宝 平民

船主 林安太郎

右之者爲漁業渡鮮願出ニ付大日本対馬

國浅藻ニ於而聞届置候事

明治廿年八月十五日

山田荒治 □

大朝鮮国外理衙門

捧税官出張所

漁民の証言によれば、このとき預けた文書は、旧藩下付の漁業鑑札と、「対州船越通船税受取証」である。「船越通船税」の詳細は不明であるが、南北に長い対馬の東西海を往来するため、対馬藩時代に浅茅湾に開削された水路の通行税であったと思われる。②Cに記載されている「下県郡島山村」はこの船越が行われていた場所であるので、一致する。このような地域限定的な文書を納税後払いの担保として認め、預かり証を発行するという行為は、かなり突発的で柔軟な現地対応とみるほかになく、ここに外衙門の把握があつたとは考えにくいだろう。さらにこれに関連してみておきたいのは、先出の私造角印が押されている④Dの詳細である。林安太郎が、「爲漁業渡鮮願出」を対馬の浅藻で届出済みであることを証明する文書であるが、対馬においてそのような制度があつたことは確認できず、この文書が何のために作成されたのかもよくわからない。しかしこの文書の発行も、かなり地域限定的な状況を背景とするものであり、現地対応であつたとみるのが自然であろう。

以上のようなケースとはまた異なる現地裁量の様相をみせてくれるのが、③の一連の文書である。橋本源八宛てに発行された文書は以下のようである。

③A

記

一金参円七拾五錢 七半月分 八月中分
 右正二相受取候也
 明治二十年旧八月廿二日
 光緒十三年八月廿二日
 楸子島出張所 印
 山田荒治 印
 橋本源八殿

③B

記

金壹円貳拾五錢 本納分
 同七拾六錢 白米二斗
 貳円弍錢
 右之通御座候也
 明治廿年八月廿二日
 楸子出張所 印
 橋本源八殿

③Aには「相受取」とあることから、税の領収書であると思われる。山田らが②のケース同様、外衙門発行の「収捧節目」に記載された税

額に従っていたとすれば、五から九人乗りの税額は二円五〇銭とされているから、七月分は半月分（二円二十五銭）、八月分は一月分（二円五〇銭）、合わせて三円七五銭で計算が合う。一方、同じ日付と思われる一八八七年の旧暦八月二十二日（陽暦十月八日）に発行された③Bは、金額と品目のみが記載されているため、請求書とみられる。「本納分」が税額を意味するとすれば、③Aと同様の課税で半月分にあたるが、これが七月のもう半月分なのか、九月の半月分なのか、もしくはまた別のものなのかは不明である。しかしここで橋本は、捧税官から購入した食糧の白米二斗代金と合わせて、二円一銭の支払いを請求されていることがわかる。

そこで注目されるのが、これも同日、山田と平山与右衛門が連名で、釜山港の魚問屋大草竹三郎にあてている書付③Dである。この書付の内容は、「橋本に金二円を請求したが、所持金がないので釜山の為替にしたいと言われた。やむを得ずに釜山西町の猪野殿^{*八十七}に為替を送付したので、ご面倒ながら「御懇配」を渡していただきたい」というものであった。「猪野殿」の正体が不明で、金額もぴたり合わないが、ここで為替を出した二円が③Bの請求分であるとすれば、山田らは、橋本の漁獲物を前提に、魚問屋を通して為替を使用し、収金を確保しようとしていたことになる。実際、③Cの文書は以下のようである。

③C

記	一 鯨 拾六本
	八拾文づつ
	代 壹千貳百八拾文
	内 五拾文 松木代
ノ	壹千貳百卅文預り
右	
捧税官 平山 印	橋本源八殿

鱈は橋本の漁獲物とみられ、十六本を一本八〇文の計算で引き取り、合計一二八〇文であるが、ここから松木代五〇文を引いた一二三〇文が「預り」とされている。金額換算している以上、捧税官側がこの鱈を釜山の日本人魚問屋に入れたのではないかと推測され、^{*八十八}先述の為替をめぐる状況とつながってくる。

すなわち、山田らは漁民からの徴税に、釜山の日本人商人との関係にもとづく為替を運用していたとみられるのである。このような実態もまた、外衙門の管轄を外れた部分であったと思われる。

総じて、実際に所安島周辺海域で行われた徴税過程において、外衙門の具体的な関与は確認できない。先述したように、山田の所安島派遣は、外衙門が対日漁業制定交渉を展開する上で計画、実施した政策であった。しかし、実際の山田らの活動に関して、外衙門はそこまで関心を寄せていなかった^{*八十九}のである。これに関連しては、外衙門が、実際に漁民から徴収された税金の行方に関心を払っていなかったと思われることも想起される。^{*九十}つまり、外衙門は山田事件を外交交渉上に利用こそすれ、この時点では日本漁民からの徴税に本格的にのぞもうとしていたとは考えにくいのである。

このような外衙門の政策は、辻褄が合わないとい批判されることもありうるだろう。しかし、外衙門が全面に出て徴税を実施するには、未だ体制が整っていなかったこの時点において、無理にこれを強行するのは非効率的である。外衙門はそのような選択はしない。むしろ広範囲に現地裁量を認めることで、外衙門が使用した人々の背景と強みを利用しつつ、一方では彼らにも利益を確保できる機会を残しておいた。さらに言えば、彼らが処理した事柄には、暴力の使用や印鑑の偽造など、公式的に進めれば問題となるに十分なものも含まれていた。外衙門は、自らの手は汚さずに、彼らを使ってこれらの問題を処理することができたのである。

このような外衙門の山田事件への関わり方を考える時、もう一つの重要な論点となるのは、金玉均暗殺試図との関連である。

四、金玉均暗殺試図

（一）山口県警察の捜査

山田事件と金玉均暗殺試図の関連について、外務省への第一報は、一八八八年四月九日、長崎県知事日下義雄からの内報によってもたらされた。その内容は、漁民徴税の実態についての調査後も、長崎県で山田ら関連人物の調査を継続していたところ、山田荒治、村上栄次郎、「朝鮮人周連」の三名が、外衙門の委託により、小笠原に居住中の金玉均を暗殺する計画であるという情報を得たとして、目下、彼らが取調を受けている山口県に照会すると共に、外務省に報告するというものであった。^{*九十一} 外務省はこれを「警戒セシムル」必要があるとして、内務省に通知した。^{*九十二}

四月三十日、山口県知事原保太郎から、金玉均関連の続報が外務省に届けられた。^{*九十三} これによれば、長崎での情報源が、先出の徴税実行人・中村藤吉による長崎始審裁判所検事への申立であったことがわかるが、その内容は、山田荒治、村上栄次郎、金萬錫等が朝鮮政府から金玉均暗殺の内命とともに、目的達成の場合は山田を「一道ノ官長ニ任スベキコト」を記した巻物と、金参百円を受け取ったとの「風説」があり、これを中村が山田に問いただしたが、山田は認めなかったというものであった。

これを受けて山口県では、赤間関に警部を派遣して捜査を実施し、山田荒治、村上栄次郎に尋問を行った。その結果「充分ナル形跡ヲ得ス」と結論を下したが、「微憑」として以下三点に関わる事実を整理している。

第一に、村上栄次郎は金萬錫から、小笠原島にいる金玉均の取り押さえを依頼されたという事実である。村上は秋子島にいた時に平山与右衛門から、金萬錫が金玉均の「探偵」であると聞いていた。村上はその金萬錫に長崎で邂逅したが、その際に金萬錫は、金玉均が小笠原に潜伏しているの、豊後佐賀の関から丈夫な船を借りて小笠原に直航し、金玉均を取り押さえ、^{*九十四} 巨額の報償を得るつもりであるとし、村上に同行を求めたというのである。このことは、その後村上が金萬錫と口論になり、金萬錫を殴打したことがあったが、金萬錫が「密談セル大事」が露見することを恐れて告訴を見送ったことから傍証されるという。これらの顛末については、中村藤吉も承知している。

第二に、金萬錫には怪しい点が多いことである。まず、金萬錫は下関に潜伏していたわけであるが、公然の手續を経ていない。さらに金萬錫は尋問で金玉均暗殺との関連を全否認し、金玉均については「明治十七年変後所在ヲ知ラス」と明言して、金玉均の話題をつとめて避けていたにも関わらず、山口県警警部が金萬錫のカバンから「小笠原島」と傍書してある書面を発見した。これについて問いただしたところ、金萬錫は「蒼黄」となったという。

第三に、中村藤吉が竹山研次郎に宛てた書簡の存在である。金萬錫の止宿処である泉勝造方において差し押さえた書簡は、表面には長崎岩崎商行から竹山研次郎宛てと書かれていたが、中身は中村藤吉から山田荒治に宛てられたものと、中村藤吉から竹山研次郎に宛てられたものからなっていた。後者の書簡で中村は竹山に、「金玉均事件」への不関与供述を山田に対して念押しすることを依頼すると同時に、金萬錫が朝鮮に送還されるだろうから、これに全てを被せればいいとの見込みを示している。^{*九十六}この書簡について尋問された山田は、狼狽してひと言も発することができず、結局、長崎と下関で中村藤吉と接触し、中村付けで竹山研次郎からの伝言を聞いたことも認めた。

山口県知事原保太郎は、以上のような「徴憑」はあるが、朝鮮政府が日本人をそこまで信用するはずはないので、「一道の官庁」や「金参百円」については、恐らく節目や漁税徴収許可が「転訛」したものであろうが、金玉均暗殺については「挙動上徴憑上怪訝に堪えざる義に御座候」として報告を締めくくった。この報告は、一八八八年五月四日、外務大臣大隈重信から内務大臣山県有朋へ、「機密」として転送されていることは確認できるが、^{*九十七}その後の展開については不明である。タイミングとしては、四月二十四日に義禁府の朴準禹流配（晋州）状啓が裁可され、五月五日には下関から移送された金萬錫が東萊府に確保されている状況であり、日本側もさらなる追究を行わなかったのかもしれない。

（二）金玉均問題と外衙門

以上のように、山田らは金玉均暗殺計画に、何らかの関わりをもっていたと思われるが、問題は、山田を雇用した外衙門がどこまでこれに関与していたのか、という点である。

朝鮮政府が甲申政変直後から、日本に逃走した金玉均の逮捕・送還を要求して、日本側と交渉を重ねていたことは先行研究に詳しい

^{*九十八}が、まずはこれを朝鮮側で主に担当していたのが外衙門であったことを確認しておきたい。

一八八五年一月、事後処理のために派遣されてきた井上馨と、「特派全権大臣左議政」金弘集の間で漢城条約締結交渉がもたれた際、交渉の過程で、金弘集は金玉均の逮捕・送還を繰り返し要求した。これに対する井上は金玉均の日本逃走を公式的に認めず、この交渉は金玉均問題については無産に終わったが、朝鮮側の出席者は、金弘集（前任外衙門督辦）の他、外衙門督辦趙秉鎬、協辦メレンドルフ、参議高、主事尹であり、筆談記録の管理、日本公使館との連絡も外衙門が行っていた。^{*百}

同年二月、漢城条約に従って朝鮮側は日本に特派全権大臣徐相雨、副大臣メレンドルフを派遣した。徐相雨は、一八八一年五月に、外衙門の前身である統理機務衙門の副主事（「事大隣司」分掌）に就任し、^{*百一}統理交渉通商事務衙門への名称変更後、一八八三年一月には主事に昇格した人物である。^{*百一}一八八四年閏五月にいったん主事を退いたが、甲申政変後の同年十月二十日には協辦交渉通商事務に差下されており、一八八六年四月に当時の督辦金允植が病暇を得た際には署理督辦も務めた経歴を持つ。日本派遣時、徐相雨は禮曹参判を兼任しており、彼らは東京で、外務大輔吉田清成を相手に、金玉均の逮捕・送還交渉を行い、外務大臣井上馨に公文を送付した。しかし日本側は、日朝間に犯罪人譲渡交換に関する条約がないこと、金玉均が政治犯であり、国際公法に国事犯を逮捕・送還する慣例はないことを理由に、これを拒絶した。

ソウル駐在各国公使への働きかけも実を結ばないが、^{*百三}一八八五年四月頃から、ソウルでは、金玉均が日本の軍事的援助を得て帰国来襲するといううわさが広まっていた。^{*百四}この局面で、臨時代理公使高平小五郎を相手に金玉均送還問題を交渉したのは、外衙門督辦金允植である。金允植は、高平が「殆ど煩厭に堪えず」と表現するほど頻繁に書面で金玉均引渡を要求していたほか、^{*百五}日本公使館にも数度赴いて交渉を重ねていた。

一方で埒のあかない日本側に対して、朝鮮政府はもう一つの方法を試図している。一八八五年夏、張殷奎と宋秉峻を日本に派遣し、金玉均に李載元の密咨―高宗がかわらず金玉均を信任しており、江華留守である李載元が金玉均の帰国蜂起を支援する準備が整っているという内容―を伝達することで、金玉均の帰国を誘引しようと計画したのである。この「クーデター謀議事件」は、^{*百六}同年十一月に発生した大阪事件の影響もあり、朝鮮政府の意図どおりには展開しなかったが、事件をめぐる情報が集められていたのも、日本側との交渉の中心的役割を担ったのも、また金允植であった。^{*百七}

「刺客」池運永の言によれば、彼が金玉均暗殺の意志を閔炳錫に伝え、高宗に謁見したのは、「クーデター謀議事件」が未遂に終わった直後の一八八五年十二月であった。これは、山田が金萬錫から初めて徴税人の勧誘を受けた時期と一致する。^{*百八}池運永が仁川を出発したのが一八八六年二月、金玉均が池運永が保持していた高宗の「委任状」を井上馨に示し、暗殺計画が日朝間の外交問題となったのが同年四月のことである。外衙門署理督辦徐相雨（金允植の病暇による）が臨時代理公使高平小五郎と文書の往来を重ねたが、日本政府の選択は、金玉均の小笠原島追放であった。

金玉均が小笠原に到着したのは一八八六年八月九日であるが、直後の八月二十三日、すでに外衙門は高平宛に、日本に外衙門主事李源兢を派遣することを通知している。^{*百九}李源兢派遣の公式的な目的は、駐日朝鮮公使館建設準備であったが、八月三十日に仁川を出港して東京で井上馨外務大臣に面会した李源兢は、金允植の照会を示して金玉均の送還を要請した。^{*百十}井上は、通知された派遣目的と面談内容が異なるとして、それ以上の面談を拒絶し、金允植宛ての回答で金玉均送還不可の意を示した。^{*百十二}

このように、甲申政変直後から、金玉均の処遇をめぐる外衙門が交渉に重要な役割を担っており、その中心的な位置には、山田雇用時の外衙門責任者であった金允植がいた。その交渉が行き詰まった状況で、実際に「クーデター謀議事件」や、張殷圭や池運永による暗殺計画が動いていて、ここにも外衙門が関わっていたとみられる。このような状況は、外衙門が雇用した山田が金玉均暗殺に関わっていたことについての蓋然性をひきあげる材料である。

これ以外にも、山田による金玉均暗殺計画と外衙門の関係を斟酌させる状況証拠は二つある。

第一に、一八八六年四月という、池運永による金玉均暗殺未遂が問題化していた時点で、留学生を帰国させるために、朴準禹が日本へ派遣されていることである。朴準禹は、最終的に山田に支給した文書を「捏造」した責任をとらされて流配された、山田事件の核心的人物であり、金允植の側近であった。^{*百十三}またこのとき朴準禹とともに朝鮮に帰国し、その後行方不明になった人物に李樹廷がいる。李樹廷は一八八二年九月に修信使朴泳孝一行の閔泳翊個人随員として渡日した後、東京外国語学校韓国語教師就任した人物で、聖書の朝鮮語訳でも知られる人物である。^{*百十四}李樹廷は安宗洙と「友人」であったというが、安宗洙は、甲申政変後、外衙門主事をつとめ、一八八六年五月に申箕善が甲申政変に関連した罪で流配された際に、合わせて流配された人物である。^{*百十五}李樹廷自身も金玉均と往来があった模様であるが、一八八六年三月、暴漢に襲われて負傷した記録が、警視庁の調査記録金玉均関連綴りにある。^{*百十六}

第二に、一八八七年一月二十五日、杉村濤臨時代理公使は井上にあてて、朝鮮政府の閔應植、鄭秉夏、金嘉鎮らが、平安道の力士趙某と、咸鏡道の力士羅某を金玉均暗殺のため日本に派遣するという説について報告している。^{*百十七}同年四月には、金鶴羽の日本往来が金玉均暗殺計画と関連している疑念があるとの報告が、釜山領事室田義文から外務省へあげられている。^{*百十八}外務省の指示により長崎で調査が行われた結果、嫌疑はなしということになったが、^{*百十九}この金鶴羽は、一八七六年から一年半ほど東京に滞在し、その後一八八四年三月から機器局委員に就任した人物である。この機器局は、設置から金允植が中心的役割を果たし、初代總辦を務めていた官署であった。この金鶴羽の暗殺計画が問題となった一八八七年四月は、山田が外衙門に雇用された時期と一致するということも指摘しておきたい。

五、おわりに

以上、本稿では、山田荒治事件の検討を通して、開港期日朝関係の実像と外衙門について考察した。その結果、明らかにできたことは以下の三点である。

第一に、外衙門が利用しようとした対馬人・山田荒治についてである。外衙門が日本漁民からの徴税人として雇用了山田は、与えられた任務のほか、朝鮮出漁日本漁民の必需品確保や、捕獲魚介の加工販売を仲介することで利益を得ると同時に、朝鮮政府からの雇用があることを武器に、取り扱い品免税という「誇張」を朝鮮貿易に関わる商人たちにちらつかせ、そこにも介入しようとしていた。そしてその背景には、釜山に開港初期から出入りしていた対馬出身者たちのコネクションが作用していた。彼らと接点を持った朝鮮側の人物は小事出身者であり、外衙門の対日外交政策が、このような人材の利用を背景に展開されていたことは興味深い点であると言える。

第二に、実際に山田らによって実施された徴税の実態についてである。その全貌をとらえることは困難であるが、史料が残されているいくつかのケースから検討したところ、小事出身と思われる朝鮮人・金萬錫、安先達らの役割が大きく、彼らはかなりの現地裁量を發揮していたことが確認された。山田ら日本人は、これら朝鮮人の監督下で、武装して機動力をもち、非協力的な漁民からの徴税という困難なタスクを、暴力と交渉によって実行した。発行文書の分析からは、釜山の日本人商人を巻き込む対馬コネクションの利用や、日本側の特異な事情勘案が背景としてみられる一方、外衙門の直接的な関与はほとんどみられないことが特徴的であった。

しかし第三に、山田らによる金玉均暗殺計画については、外衙門関与の蓋然性は高いのではないかと判断される。不明な点が多く、明治政府においても追究はされなかったが、山口県警の調査で明らかになった事実や、甲申政変後の金玉均をめぐる朝鮮政府の送還要求における外衙門の役割、金玉均暗殺計画の変遷から勘案するに、外衙門が山田をはじめとした事件の関係者を遠く小笠原に派して、金玉均暗殺試図に利用しようとしたのではないかと思われる。一件、荒唐無稽にみえるが、「絶海の孤島」小笠原にいったんは到達するために必要な技術を、彼らは持っていたという点で、ある程度の妥当性は認められよう。

開港期の朝鮮外交については、非合理的な思考から優柔不断な行動を繰り返し、その結果、明治維新で「近代化」路線をすすんだ日本にしてやられたという批判的な評価が下されることもある。しかし、外衙門の政策はむしろ、効率と実現性を追求するものであり、そのためには極めて柔軟な発想を見せた。山田事件について言えば、対馬人山田を小通事出身者の下に置いて漁場に送り、経費を全くかけずに日本漁民の横暴を牽制する一方、「収捧節目」を付与し、それを日朝通漁規則締結交渉に利用した。同時に漁場では、彼らの現地裁量を發揮させ、彼らのバックグラウンドを利用しながら、公式的には実行が難しい部分も処理し、小笠原の金玉均まで狙わせたのである。このような複雑な構想のもとで展開された外衙門の政策を前に、日本の外務省はその底意を見抜けず、時に当惑した。ある意味では「近代化」路線から一步も踏み外すことができなかった明治政府を尻目に、朝鮮の戦略的外交が自由闊達に展開されていた状況も、開港期日朝関係の確かな一側面であった。

注

- *一 本稿は著者が韓国で発表した次の論文の日本語翻訳に軽微な修正を加えたものである。사카이 히로미 「開港期朝日関係實狀과 統理交渉通商事務衙門야마다아리지 (山田荒治) 事件 (一八八七年) 을 중심으로」 『韓國學研究』第六九集、二九九―三三九頁、二〇一三年五月。
- *二 韓治勸 「開港後日本漁民의 侵透」 『東洋學』一九七一年、十三頁において、出漁日本漁船数の予備調査が機能していなかったという文脈で紹介されている。

- *三 이근우 「一九世紀 日本의 漁民侵奪과 朝鮮의 対応」 『通漁章程締結까지』 『一九世紀 동북아 四個国의 島嶼紛爭과 海洋境界』 東北亞歴史財団、二〇〇八年は、本文後述の「山田綴」から文書目録と文書三点が収録されている国史編纂委員会『韓国近代史資料集成五 韓日漁業関係』

を利用して事件の経過を整理した上で、山田事件を「朝鮮が日本漁船に対して漁税を徴収しようという意図があったことを明確に示している」「漁税徴収問題にとどまらず、政治的な背景を持っているもの」と結論づけている。しかし四十六点に及ぶ「山田綴」文書の全体からすれば部分的な検討にとどまるため、研究の余地が残されている。

*四 戦前期外務省記録B、三、一四、二、四八、国立公文書館アジア歴史資料センターレファレンスコードB12082787700。以下「山田綴」を含む戦前期外務省記録の引用については、必要に応じてオンライン公開ファイルの頁番号をアラビア数字で示す。

*五 酒井裕美『開港期朝鮮の戦略的外交 一八八二―一八八四』大阪大学出版会、二〇一六年。

*六 酒井裕美「山田荒治事件（一八八七年）をめぐる朝鮮の戦略的外交―開港期の日朝漁業問題一考―」『東洋史研究』八十二―一、二〇一三年。

*七 山田荒治は自身の経歴と外衙門雇用の経緯について、一八八七年八月にソウルの日本領事館で取調をうけた際（「山田綴」203-204頁）、一八八七年十二月に下関で逮捕され、赤間関警察署で取調をうけた際（「山田綴」211-215頁）の二度供述しており、本文の記述は両者を総合したものである。また山田の供述には陽暦と陰暦が混在しているが、文脈からどちらか判断し、陰暦の場合は陽暦に換算して記述した。上県町誌編さん委員会『上県町誌』二〇〇四年、四五―一頁。

*八 宮本常一『対馬漁業史』（宮本常一著作集 二八）、未來社、一九八三年、一二五頁。

*九 一八八二年七月二十三日に勃発した壬午軍乱に際し、日本政府は即座に軍艦派遣を閣議決定し、八月九日には金剛、続いて比叡、清輝が仁川に入港した。これらの軍艦にはそれぞれ定員に合わせた端舟（ボート）が配備されることになっていた。藤間生大『壬午軍乱と近代東アジア世界の成立』春秋社、一九八七年、一五六、一六〇頁。生田清範『軍人袖中必携』秀英舎、一八八八年、九六頁。

*十 舩子は船の漕ぎ手であり、例えば近隣の萩藩においては、藩船運航の繁忙時には「舩子役」を領内から徴発していたという。木部和昭「平郡島における舩子役と漁業権」『やまぐち学の構築』七、二〇一一年、四八頁。このとき下関から五、六十人が雇われたという。

*十一 日本から朝鮮への初期渡航者には、船舶を所有し、操縦技術を持つ、回漕業を営む者が多かった。李東燾『在朝日本社会の形成 植民地空間の変容と意識構造』二〇一九年、明石書店、七九頁。

*十二 戦前期外務省記録「海外旅券勘合簿 山口県之部 第一巻」三、八、五、五、一一。

*十三 酒井裕美前掲論文、第二章第二項。

*十五 「山田綴」354頁。

*十六 『鎮西日報』一八八八年二月十六日。

*十七 戦前期外務省記録「朝鮮国慶尚全羅兩道ニ於ケル我往漁者ノ情態報告一件」(以下「情態報告綴」) B. 三. 五. 八. 二〇. B11091820100。

*十八 内野対琴『反故廼裏見』第十一卷 対馬歴史研究センター所蔵史料。

*十九 「山田綴」196頁。

*二十 現在確認できる「収捧節目」は、①釜山領事館で作成した山田からの報告の写しが、高平小五郎、青木周蔵に送付されたもの(「山田綴」196-197頁)、②ソウルの日本領事館で作成されたと思われる写し。印影の位置が書き込まれている(「山田綴」291-292頁)、③平山が所持していたものを釜山管理署での取調時提出させて作成したと思われる写し(「山田綴」335-337頁)、④一八八七年十二月十七日付近藤から趙秉式督辦への照会に添付されたもの(高麗大学校亜細亜問題研究所編『舊韓国外交文書 第一卷 日案』(以下『日案』)一〇三三付属文書)、⑤奎章閣所蔵本(一五二八四—三)の五通りある。以下、本稿における引用は、⑤による。

*二十一 一 上納之事、自六膾月、從漁船数多少、捧税納上是斎。

*二十二 一 自外衙門定捧税官、行図書。再雇用日人山田、一切帮忙是斎。

*二十三 一 日本人、不由海関、與朝鮮人潜相買賣於海上船中者、該貨以之入官、居間與該主人、列別懲罰是遣、日本人指名、即報外衙門是斎。

*二十四 一 朝鮮與日本漁船、水火相求之時、或有生弊有、則朝鮮人自捧税官嚴飭是遣。日本人山田荒治定差人、下送判別指飭是斎

*二十五 一 日本漁船、無捧税所図書、而潜漁者、一併罰金逐送是斎。

*二十六 一 朝鮮人漁網設箭處、日本漁人、勿為犯漁是斎。

*二十七 一 日本漁人、無事下陸、生弊閭家者、山田嚴飭論罰是斎。

*二十八 一 日本漁船所捉魚發賣時、或朝鮮人居間生弊、在自捧税所一切禁断是斎。

*二十九 「山田綴」203頁。

*三十 一 漁税収捧時、以山田風帆船二艘排用。而該船諸般等費、山田自當知。有虧欠之費、毋得責償是斎。

*三十一 吉田敬市『朝鮮水産開發史』朝水会、一九五一年、一五九頁。

- * 三十二 「情態報告綴」451頁。
- * 三十三 前掲『朝鮮水産開発史』二二五頁。
- * 三十四 「山田綴」203頁。
- * 三十五 長崎貿易商同業組合『組合史』一九三三年、十頁掲載の「荷受問屋盟約書」（一八八〇年）に名前を連ねていることが確認できる。
- * 三十六 「山田綴」220頁。
- * 三十七 「山田綴」223頁。
- * 三十八 姜徳相「李氏朝鮮開港直後に於ける朝日貿易の展開」『歴史学研究』六号、一九六二年、三頁。
- * 三十九 石川亮太『近代アジア市場と朝鮮 開港・華商・帝国』名大出版会、二〇一六年、六十九頁。
- * 四十 「山田綴」221頁。
- * 四十一 「山田綴」221頁。
- * 四十二 「山田綴」326頁。
- * 四十三 「山田綴」348頁。
- * 四十四 「山田綴」220頁。
- * 四十五 対馬は一八七六年八月以降、長崎県の管轄であり、後出する注四十七のように、史料によっては対馬が「長崎」として言及されるケースもある。
- * 四十六 「山田綴」221頁。
- * 四十七 戦前期外務省記録「海外旅券勘合簿 長崎県之部」三、八、五、五一。
- * 四十八 前掲宮本常一『対馬漁業史』、一二二五頁。
- * 四十九 九学会年報（人類科学）第四集『漁民と対馬』一九五二年、一〇五、一一二頁。
- * 五十 木村健二「朝鮮進出日本人の営業ネットワーク―亀谷愛介商店を事例として」（杉山伸也、リンダ・グローブ編『近代アジアの流通ネットワーク』創文社、一九九九年、第二章）四十七頁。

- * 五十一 木村健二「近代の長崎・対馬と朝鮮」『歴史評論』六六九号、二〇〇六年、四十六頁。
- * 五十二 『朝野新聞』一八七八年十二月十日「朝鮮通信」。山田昭次「明治前期の日朝貿易―その日本側の担い手と構造について」(家永三郎教授東京教育大学退官記念論集刊行委員会編『近代日本の国家と思想』三省堂、一九七九年)から再引用。
- * 五十三 注四十七に同じ。
- * 五十四 木村健二前掲論文、一九九九年、四十八頁。
- * 五十五 『朝鮮新報』(釜山港商法会議所発行)一八八二年三月十五日、五面。
- * 五十六 後日談になるが、浅山は一八九九年の群山開港時、群山領事館として赴任した人物で、「島人根性は何処迄も失せずして、同郷人を庇護するに誰れ憚る所もなく」、その治下は「対州人にあらざれば人に非ずの観」があったという。保高正記・村松祐之『群山開港史』一九二五年、六十三頁。
- * 五十七 注五十四に同じ。
- * 五十八 農商務省商務局『商況年報 明治十六年度編』。山田昭次前掲論文より再引用。
- * 五十九 朴漢珉「開港初期朝日間交易様相と亀浦事件」『韓日関係史研究』第七二集、二〇二二年に詳しい。
- * 六十 朴漢珉前掲論文、二〇七・二〇八頁。
- * 六十一 『朝日新聞』一八八一年九月十一日、十一月二十九日。村上は、釜山港の監獄狹隘を理由に、一八八一年十一月、対馬の厳原警察署へ護送されたらしいが、一八八七年夏に「山田荒治に相備はれ朝鮮国に渡航致候」まで、どこで何をしていたのかは不明である。一八九一年には対馬の浅藻で、小学校の母体となる私設学習指導所を設立した人物として記録されている。厳原町教育委員会『厳原町教育史』一九七二年、三〇〇頁。
- * 六十二 「釜山三大成功者」大池忠助を除く。
- * 六十三 戦前期外務省記録「本邦人外国ニ於テ商店ヲ開キ營業ヲスル者ノ氏名住所營業ノ種類等取調一件」三三・三三・七一三、B1007441000。一八八七年の調査は十四〜十九頁。一八八九年の調査は七八〜八二頁。
- * 六十四 日韓商業興信所『在韓実業家名鑑』一九〇九年。

*六十五 注十四に同じ。

*六十六 幕藩体制下で各藩においてそれぞれ的方式でなされていた漁民の管理は、廃藩置県後崩壊し、無秩序状態ともいえる状況に置かれていた。

所安島近海に多くの漁船が出漁した豊浦郡の例をあげれば、長門府中藩政下、他藩（主に対馬藩）領海出漁者に運上を課した上で往来手形（旅行免状）を発給していた方式が崩壊した後、山口県が一八七三年に「漁業採藻税」「船税」の徴収と合わせて漁業者に鑑札を交付する方式が導入されたが、制度として確立するには時間がかかり、操業区域を届けるようになったのは一八八二年五月以降であったという。しかもこの操業区域に朝鮮海は想定されていない。楠美一陽『豊浦郡水産史料』一九一五年、十一頁。

*六十七 釜山においては一八八三年十二月に「釜山港碇泊漁船取締規則」が公布され、朝鮮海に出漁する漁民は、釜山領事館への届出が義務づけられることになった（釜山府『釜山府史原稿六』三六〇頁）。しかし漁民たちは本籍地から漁場に直接往来していたため、この義務化

も実際には機能しておらず、釜山領事館では漁民の実態把握に苦慮していた。「情態報告綴」¹⁸⁹¹二〇〇頁。

*六十八 「収捧節目」に記されている税額は、十人以上乗が日本銀貨五圓、五―九人乗が二圓五〇錢、四人以下一圓五〇錢である。この額数は、朝鮮通漁規則締結交渉過程においてみると、低い水準である。この点については、酒井裕美前掲論文、第三章第二項。

*六十九 済州島近海における日本漁民の操業は一八八四年九月から暫定差止となり、これが解消されるのは一八九一年十二月である。この暫定差止は、外衙門の戦略的外交が粘り強い交渉の末に得た成果であったので、本文で後述するように、外衙門が「済州操業許可」に関与したとは考えにくい。酒井裕美「日朝両国通漁規則（一八八九年）締結交渉の再検討―済州通漁問題をめぐる朝鮮外交の展開を中心に」『上智史学』第六十五号、二〇二〇年。

*七十 「証書」の日付は「光緒十四年丁亥四月二十五日」である。一八八七年六月二六日にあたるが、先述したようにこのとき山田は長崎にいた。すなわち、ケース①の古谷も日本人はいなかったと証言しているが、この徴税に山田は関与していなかったと思われる。しかしそうだとすると、この徴税主体はいつたいどの筋のものなのだろうか。他の手がかりがなく、よくわからないが、興味深いのは、この「証書」の発行人は「金乃信」となっており、日本側から問い合わせをうけた外衙門が釜山監理署にむけて、「日語通詞」「金乃信」の行方を問い合わせているという事実である（『釜山港開草 一』戊子二月十一日）すなわち、山田が現地にいたる以前から日本漁民に対する「徴税」が実施されており、それにあつた人物が「日語通詞」であることを外衙門が認識していた、ということになる。山田も、自分以外に統理

衙門から五、六人が派遣されていたと証言している。「山田綴」265頁。

*七十一 『防長新聞』明治二十年十一月三十日。

*七十二 「山田綴」251頁。

*七十三 「山田綴」329頁。平山は「安先達」の他にも朝鮮人同行者として「鄭書房」なる人物を挙げている。

*七十四 「先達」とは、語義的には、科擧に及第はしたがまだ官職についていない人を指す一般名詞である。興味深いことに、修信使随員を経て釜山監理署で海関関連業務を一八八五年まで担当した後、統理交渉通商事務衙門主事となった閔建鎬の日記である『海隠日記』には、釜山監理署における記事のなかに「安先達」が登場する。しかしこの人物は「安先達卿壽」とも表記されており、すなわち「安卿壽」である。安卿壽は当時、修信使の随行員として日本に派遣されていた。タイミングとして、帰国途中に当該海域に立ち寄った可能性は否定できないが、楸子島の「安先達」を安卿壽とするのは無理がありそうである。『東行日録 海隠日記』二〇〇六年、一四四、一四八、三八八頁。

*七十五 「山田綴」262頁。

*七十六 明治初期の識字状況についての先行研究によれば、何をもって読み書きをなすかという定義の不在、地域差等の要因により、その実態に迫ることは困難であるという。しかし例えば具体的な調査記録が残っている一八八一年における長野県北安曇郡常盤村八八三人に対する識字調査をみても、姓名等自署可能層が五五・六％にのぼる一方で、実用的識字層は九・一％にすぎなかった。漢文の文書作成は、この調査でわずかに一・七％が該当した「公布達及新聞論説を解説し得る者」よりも高い能力が必要であると思われる。八鍬友広「近世社会と識字」『教育学研究』第七〇巻第四号、二〇〇三年。

*七十七 注三十七に示した状況以外にも、山田が外衙門に願書を提出する際、これを勧めた金萬錫は同帯した「書役」に願書を作成させており、山田はその内容がわからなかったと自供している。「山田綴」203頁。

*七十八 平山も文書を読めたか疑わしい。供述書に署名捺印するにあたり「読み聞かせ」が行われていることが史料から確認できる。「山田綴」328頁。

*七十九 「情態報告一件」491頁。

*八十 注十四に同じ。

*八十一 「山田綴」368頁。山田の帰国も、逃亡した佐賀関の船を追ってのことであったという。

*八十二 山田の雇用証である「憑票」に、「現漁税雖未開行、規模湊略定」と記されており、山田も外衙門から、漁税規定が成立するまでは徴収してはならないとの命令があったため、「税金」は徴収しなかったと陳述したことがあった（「山田綴」204、246頁）。しかし、名目上はそうであったとしても、山田は「憑票」とともに、収税細則である「収捧節目」を外衙門から受け取っており、金萬錫は山田の任務が徴税であったことを断言していた。「山田綴」361頁。

*八十三 「山田綴」357頁。

*八十四 「山田綴」363頁。

*八十五 「山田綴」265頁。

*八十六 「山田綴」365頁。

*八十七 「山田綴」363頁。封筒裏に「豊浦郡吉田船橋本源八殿ニ托ス」とある。なお、大草竹三郎の名は、「山田綴」363頁に見える。本史料の解説にあたっては、大阪大学人文学研究科飯塚一幸先生のご教示を賜った。感謝の意を表す。

*八十八 近世の防長地域では、魚問屋仕入制度（漁民に対して漁具・餌代・飯米などの必要物資・諸経費を前貸する仕入の見返りに、魚問屋が漁獲物の販売・流通を独占的に支配）が定着していた。その一つの形態として、魚市場が存在しない例えば周防国大島郡のような沖合地域では、漁獲物の買い上げ、転売を担う「商主」の存在が確認されるという。開港場釜山における魚問屋の実態はよくわからないが、このような商業構造の影響は勘案すべきであろう。木部和昭「明治期山口県の魚市場慣行調に見る魚問屋仕入制度の諸相（上）（下）」近世防長漁業の内部構造・地域類型解明の手がかりとして―『やまぐち学の構築』九号、十号、二〇一三年、二〇一四年。

*八十九 「収捧節目」に記されていた税額が、日朝通漁規則締結交渉過程においてみたととき低い水準であったことも、この状況と繋がってくる。注六十八参照。しかし一方で外衙門は、逮捕後に東萊府へ送還された金萬錫を通して、徴税現場における資料を入手している。この資料収集には、外衙門が相当注力していたことが確認される点については、合わせて指摘しておきたい。酒井裕美前掲論文、二〇二三年、第四章第三項。

*九十 平山の証言によれば、所安島近海における集金額は百円程度であったという。それがどのように管理され、どこへ行ったのか、詳細は不

明であるが、一部は金萬錫が保持していたことが史料的に確認できる。金萬錫は、上京の際に外衙門に渡すつもりだったと供述しているが、外衙門の立場からすれば、あまりに不確実な集金方法である。実際、金萬錫は保持していた徴税金のうち十円を山田に貸し付けるなど、その管理を勝手に行っていた痕跡も確認できる。「山田綴」358頁。

*九十一 この報告における「周連」は金萬錫の別名であるとされている。「山田綴」345頁。

*九十二 「山田綴」346頁。

*九十三 「山田綴」373頁。

*九十四 山形県知事は、「謀殺」とすると事が重大なることを恐れた村上が、「事実ヲ輕セン」としてこのような表現に変えたものと推測している。

*九十五 竹山研次郎については、本史料の言及以外の端緒を発見できず、詳細不明である。

*九十六 「山田綴」375頁。

*九十七 「山田綴」376頁。

*九十八 김성혜 「日本亡命時金玉均送還을 둘러싼 朝日兩國의 対応」『大東文化研究』八八集、二〇一四年、「Ⅱ 外交루트를 통한金玉均送還努力」。

金榮作 「金玉均暗殺事件과 韓淸日 三国―既存學說에 대한 批判的檢討」『韓國政治外交史論叢』十一集、一九九四年。

*九十九 『統署日記』甲申十一月二十二日。

*百 『日案』四〇二、四〇三。

*百一 『承政院日記』第二八八九冊、高宗十九年五月二十七日。『承政院日記』によれば、徐相雨は副主事として、一八八二年三月二十四日に仁川に滞在した清使に対応する従事官に任命され（伴接官申櫨、副官金弘集）、同年四月十二日に月尾島沖にイギリス船が到来した際にも従事官に任命されている。

*百二 『承政院日記』第二九〇八冊、高宗二〇年一月二十日。『承政院日記』によれば徐相雨は高宗二十一年閏五月二十九日までその職にあり、その後は右承旨を経て、一八八五年二月時点では禮曹參判であった。

*百三 召見前掲論文、三四一頁。

*百四 金榮作前掲論文、二五四頁。

- *百五 『日本外交文書』 第十九卷、二二一。
- *百六 召喚前掲論文、三四三頁。
- *百七 『日本外交文書』 第十九卷、二二一、二二五。
注十四に同じ。
- *百八
- *百九 『日案』 七一八。
- *百十 戦前期外務省記録「韓国亡命者金玉均ノ動静関係雜件（京城説伝）第三卷」（以下「金玉均動静卷三」と表記する。）一・二・四一〇三、E03030198400。108-113頁。臨時代理公使杉村濤が井上外務大臣に報告したところによれば、一八八六年十月六日、李源兢の「随行人」朴琪淙が仁川港に帰国し、鄭秉夏、金嘉鎮に状況を説明したという。『日本外交文書』 第十九卷、一二七。この史料では、漢字表記が異なっているが、誤記とみられる）続いて同年十二月十一日にも、仁川港に安駟壽が到着し、李源兢が金允植、鄭秉夏宛ての書簡を伝達したという。（『日本外交文書』 第十九卷、二二八）この朴琪淙、安駟壽はともに小通事出身であり、外衙門に出入りしていた人物であった。同様に小通事出身であった金萬錫とも繋がりがあり得る人物である。さらに李源兢は、東京で「対馬人」と同宿していたという記録もある。「金玉均動静卷三」130頁。
- *百十一 『日本外交文書』 第十九卷、一二五。
- *百十二 『日本外交文書』 第十九卷、一二四。
- *百十三 酒井裕美前掲論文、二〇二三年、第四章第二項。
- *百十四 李光麟「李樹廷の人物と活動」『改訂版韓国開化史研究』一潮閣、一九七四年、二四八頁。
- *百十五 이선아 「十九世紀 開化派의 農書刊行과 普及의 意義 安宗洙의 『農政新編』을 중심으로」『農業史研究』 第八卷二号、二〇〇九年、六五—六六頁。
- *百十六 外交史料館「韓人ニ関スル警視庁及兵庫県庁ヨリノ報告」一・二・四一〇〇三、E03030201700。
- *百十七 「金玉均動静 三卷」136頁。
- *百十八 「金玉均動静 三卷」138頁。

* 百十九 「金玉均動靜 三卷」139頁。

개항기 조일관계 실상과 통리고섭통상사무아문
—야마다 아라지(山田荒治) 사건(1887年)을 중심으로—

사카이 히로미

본 논문은 개항기 조선의 대 일본 외교를 ‘전략적’이라는 시각에서 재구성하기 위한 작업의 일환으로 1887년에 일어난 야마다 아라지 사건의 실태를 밝히고 사건에 대한 통리고섭통상사무아문(외아문)의 자세와 역할을 검토한 것이다.

야마다 아라지 사건이란 대마도 출신인 야마다가 외아문에 고용되어 소안도 주변 해역에서 어업 활동을 시도한 일본 어민들에게서 세금을 거둔 행동이 조일 간의 외교 문제로 비화된 사건이다. 본 논문에서는 주로 일본 외무성에 남겨진 부책「朝鮮政府雇山田荒治該政府發給漁稅節目ヲ以テ我漁船ニ對シ徵稅一件」의 분석을 통해 야마다의 사정과 계획, 징세 실태, 김옥균 암살 계획과의 관련을 구체적으로 밝혔다.

그 결과 외아문의 야마다 고용은 개항기 부산, 대마도인들의 특유한 상황을 전제로 한 것이었음을 알 수 있었다. 외아문은 小通事 출신 조선인들을 야마다와 함께 현지에 파견해 징세 실시에 주도적인 역할을 맡기면서도 직접적인 개입은 하지 않고 그들의 현지 재량을 넓게 허용했다. 그 연장선 상에는 외아문이 그들을 당시 멀리 小笠原島에 추방되어 있었던 김옥균 암살에 이용하려고 했던 상황도 확인되었다.

외아문은 난항한「朝日通漁章程」교섭 과정에서 야마다 사건을 이용하기도 했는데 외아문의 의도는 거기에 그치지 않고 더 복잡한 구상으로 전개되어 있었던 것이다. 이러한 외아문의 정책들에 부딪친 일본 외무성은 그 저의를 통찰하지 못하고 당황했다. 노련한 조선 외교에 일본 정부가 휘둘리는 상황도 개항기 조일관계 실상의 한 측면이었다고 할 수 있다.

(주제어) 통리고섭통상사무아문, 山田荒治, 어세, 조일통어장정, 소안도, 김옥균